

## 運転記録証明書促進助成事業について

会員がその従業員（運転者に限ります）の運転記録証明書を取得する場合、助成を行います。助成は、自動車安全運転センター（以下「センター」という。）と締結する覚書に基づき、取得に要する費用を協会からセンターへ直接支払いますので、センターへ運転記録証明書の交付申請の際に協会の会員である旨申し出てください。（協会員専用の申請書があります。）

|      |  |
|------|--|
| 助成対象 | 選任した運転者に係る自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書を取得した会員事業者  |
| 申請期間 | 平成31年4月1日（月）～令和2年3月25日（水）（センターへの申込み期限）   |
| 助成金額 | 申請手数料全額を助成します。<br>上限人数：当該事業所の車両数（会費基礎分）の1.2倍   |
| 申請方法 | ①交付申請（H31.4.1～R2.3.25）<br>自動車安全運転センター長崎支所（TEL：095-825-4591）へ電話にて申し込んで下さい。<br>その際、協会員である旨申告し、協会員専用の申請書により申請して下さい。<br>※申告しなかった場合や協会員専用以外の申請書により申請を行った場合は助成対象となりません。）<br>②郵送で自動車安全運転センターより運転記録証明書が送付されます。 |
| 注意点  | ①申請の対象となる運転者は、事業用自動車の運転者及びその新規採用予定者となります。<br>②「会費基礎分」とは、平成31年4月1日現在で協会が把握している車両数となります。   |

# 運転記録証明書取得促進助成事業実施要綱

平成12年4月27日制定

平成30年3月19日最終改正

公益社団法人 長崎県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会(以下「県ト協」という。)に所属する会員事業者(以下「事業者」という。)における所属運転者に関する運転記録証明書取得促進を図り、運行管理上の安全対策に資することを目的とする。

## (運転記録証明書)

第2条 自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書を対象とする。

## (助成対象者)

第3条 会費の滞納がない事業者に所属する事業用貨物自動車の運転者及び新規採用予定者。

## (助成金額)

第4条 申請手数料全額(630円)を助成する。

但し、1 事業者当たりの申請可能件数は、当該年度の4月1日現在における県ト協が把握する保有車両数の1.2倍を限度とし、1人につき1回限りとする。

2 前項の配置車両数とは、県ト協が実施する車両数調査結果によるものとする。

## (予算額)

第5条 当該年度における交付金予算の範囲内での実施とする。

## (実施期間)

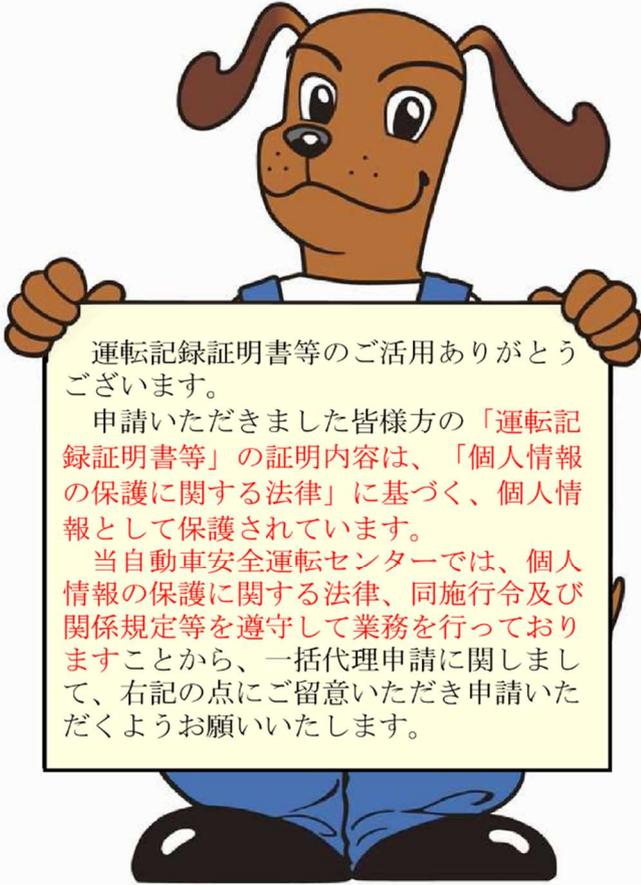
第6条 別に定めるものとする。

## (受診料の助成)

第7条 助成の実施にあたっては、自動車安全運転センターと締結する覚書に基づき実施する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日より適用する。

# 申請に当たっての留意事項



運転記録証明書等のご活用ありがとうございます。  
 申請いただきました皆様方の「運転記録証明書等」の証明内容は、「個人情報の保護に関する法律」に基づく、個人情報として保護されています。  
 当自動車安全運転センターでは、個人情報の保護に関する法律、同施行令及び関係規定等を遵守して業務を行っておりますことから、一括代理申請に関しまして、右記の点にご留意いただき申請いただくようお願いいたします。

## 申請者に対する委任内容の周知

申請者（社員の方々）が代理人に委任した内容（交付申請のみか、受領まで含むのか等。）について、**申請者に確実に周知していただいた上で申請してください。**

## 委任状申請者欄の記載及び押印

申請者の「氏名」、「免許証番号」、「生年月日」及び「委任年月日」欄は、申請者自身が署名・記載するか又は代理人等による記名（ゴム印、OA利用による印字等可）でもかまいません。

押印欄は、申請者から代理人への委任があったことを確認する必要上、必ず、本人による押印をお願いします。

一括申請の中で、押印されていない委任者がある場合は、委任があったと認められませんので、その方の証明書を発行することはできません。

## 申請時に一緒に提出してください

委任状様式①

委任状（申請者一覧）

(代理人)

法人名 (事業所名) **証明書交付申請書記載の代理人**

役職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、運転記録証明書の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。  
 また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

| No. | 整理番号<br>(記入しない) | 免許証番号                   | ふりがな<br>申請者氏名      | 印 | 生年月日               | 委任年月日     |
|-----|-----------------|-------------------------|--------------------|---|--------------------|-----------|
| 1   |                 | 3 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 | かんざん たろう<br>安全 太郎  |   | 大(6)平<br>62. 5. 1  | 29. 12. 1 |
| 2   |                 | 4 5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 | こうじまら じろう<br>幾野 二郎 |   | 大(6)平<br>63. 9. 12 | 29. 12. 1 |
| 3   |                 |                         |                    |   | 大(6)平              |           |
| 4   |                 |                         |                    |   | 大(6)平              |           |
| 5   |                 |                         |                    |   | 大(6)平              |           |

○申請者に委任内容を確実に周知してください。

申請書様式

無事故・無違反 証明書交付申請書

運転記録

(1) 5 年 間  
 (2) 3 年 間  
 (3) 1 年 間

※「無事故・無違反」、「運転記録」の別を○印で囲んで下さい。  
 また、「運転記録」の場合は、「5年間」、「3年間」、「1年間」の別についても同様に表示して下さい。  
 (表示のない場合は、「5年間」として取り扱わせていただきます。)

自動車安全運転センター  
 ○ ○ 事務 所 長 殿

私は、別紙の者より貴センターが発行する上記証明書の「交付申請」及び「証明書受領」についての委任を受けましたので委任状（申請者一覧）を添えて証明書の交付を申請します。  
 なお、申請者総数は、 2 名です。

平成 年 月 日

(別紙委任状記載者代理人)  
 住所（所在地）：〒  
 法人名（事業所名）：**委任状記載の代理人**  
 役職・氏名等：  
 印

連絡先担当者：  
 連絡先電話番号：

●お問い合わせ先●

〒850-8548 長崎市尾上町3-3 長崎県警察本部内

自動車安全運転センター長崎県事務所 ☎095-825-4591

無事故・無違反

## 証明書交付申請書

運 転 記 録

(1) 5 年 間

(2) 3 年 間

(3) 1 年 間

※「無事故・無違反」、「運転記録」の別を○印で囲んで下さい。  
また、「運転記録」の場合は、「5年間」、「3年間」、「1年間」の別についても同様に表示して下さい。  
(表示のない場合は、「5年間」として取り扱わせていただきます。)

自動車安全運転センター

長 崎 県 事 務 所 長 殿

私は、別紙の者より貴センターが発行する上記証明書の「交付申請」及び「証明書受領」についての委任を受けましたので委任状（申請者一覧）を添えて証明書の交付を申請します。

なお、申請者総数は、 名です。

令和 年 月 日

(別紙委任状記載者代理人)

住 所（所在地）：〒

法人名（事業所名）：

役 職 ・ 氏 名 等：

連 絡 先 担 当 者：

連 絡 先 電 話 番 号：

印

# 委任状（申請者一覧）

（代理人）

法人名  
（事業所名）

---

役職・氏名

---

私は、上記の者を代理人と定め、運転記録証明書の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

| No. | 整理番号<br>(記入しないで下さい) | 免許証番号 | ふりがな<br>申請者氏名 | 印 | 生年月日       | 委任年月日 |
|-----|---------------------|-------|---------------|---|------------|-------|
| 1   |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 2   |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 3   |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 4   |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 5   |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 6   |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 7   |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 8   |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 9   |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 10  |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 11  |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 12  |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 13  |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 14  |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |
| 15  |                     |       |               |   | 大・昭・平<br>・ | ・     |